愛媛大学学術支援センター遺伝子解析研究支援部門施設利用の手引

（平成１２年　９月　１日作成）

（平成１５年　４月　１日修正）

（平成１６年　４月１９日修正）

（平成２２年　４月　５日修正）

（平成２７年　４月３０日修正）

（平成３１年　２月２１日修正）

（令和　５年　７月１９日修正）

１．利用の目的

愛媛大学学術支援センター遺伝子解析研究支援部門（以下「施設」という。）は，Ｐ３レベルまでの遺伝子組換え実験及びその他の遺伝子研究とその教育のために利用するものとする。

２．利用の条件

施設を利用する者及び施設を利用して遺伝子組換え実験を行う者は，「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成１５年法律第９７号）」及び関係法令，愛媛大学遺伝子組換え実験安全管理規程及び愛媛大学学術支援センター施設利用規程を遵守しなければならない。

３．利用時間及び期間

(1) 利用時間

月曜日から金曜日の８時３０分から１９時とし，この時間以外及び休館日の使用は認めない。

(2) 休館日

① 土曜日，日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する祝日

② ４月１日から４月５日までの日，８月８日から８月１６日までの日及び１２月２９日から翌年１月７日までの日

③愛媛大学学術支援センター遺伝子解析研究支援部門長（遺伝子解析部門担当）（以下「部門長」という。）が必要と認めた場合は，臨時に休館又は開館することができる。

(3) やむを得ぬ理由で指定時間外，または，休館日に使用しなければならない時は，指定時間外の場合は施設管理室に使用の報告をしなければならない。

４．施設実験室の利用

(1) 利用の申請

実験室を利用しようとする場合は，当該実験に責任を持つ本学職員が愛媛大学学術支援センター遺伝子解析部門施設利用申請書（別紙様式２）により部門長に申請しなければならない。ただし,Ｐ３実験室の利用は愛媛大学学術支援センター遺伝子解析部門Ｐ３実験室利用申請書（別紙様式３）により部門長に申請しなければならない。なお，遺伝子組換え実験を行う場合には，愛媛大学遺伝子組換え実験安全管理規程第１２条の規定による申請手続を併せて行い，承認を得なければならない。

(2) 利用の承認

部門長が上記の申請が適当であると認めたときは，申請者に学術支援センター遺伝子解析研究支援部門施設利用承認書あるいは学術支援センター遺伝子解析研究支援部門Ｐ３実験室利用承認書を交付する。同時に，実験室の割当て等の連絡を行い，施設への入退室は、指静脈認証システムによって行う。

(3) 実験に必要な消耗品（試薬、ガラス器具等）は，利用者の負担とする。

(4) 危険物及び毒物・劇物の保管は指定された保管庫で行い，使用後は施錠するとともに使用記録簿を付けなければならない。

(5) 実験に必要な準備，実験後の整理，清掃，使用する試薬，器具等の保管は利用者の責任で行う。

(6) 実験室使用料

使用料は次のとおりとし，徴収は予算の振替で行う。

① 実験室２，３を使用する場合

ベンチ片側につき４千円 / 半年，８千円 / １年

② Ｐ３実験室を使用する場合

7千円 / 半年，１万４千円 / １年

　　③冷凍庫・冷蔵庫の使用

　　　・超低温フリーザーへの保存：1研究室1ラックまで：4千円 / 年

　　　・冷蔵庫・冷凍庫：1台当たり4千円 / 1年を利用研究室で等分負担

④低温室：

・実験台を占有する場合1ヶ月単位で課金する。占有する開始日と終了日を管理室に報告する。7日間以上占有した場合1ヶ月分課金する。

■実験台

150円／90cm実験台／1ヶ月で課金する。

■棚を持ち込む時は管理者の許可を得ること。サイズによって課金する。

(今入れている棚に対する課金例)

250円／棚1台（900\*450\*1800）／1ヶ月

報告なく使用し続けた場合は利用を停止し、12ヶ月分を課金する。

５．RI実験室の利用

施設のRI実験室を利用しようとする場合は，別に定めた愛媛大学学術支援センター（樽味地区）放射性同位元素施設放射線障害予防規程及び愛媛大学学術支援センター（樽味地区）放射性同位元素施設利用の手引を遵守し，定められた使用料を支払わなければならない。

６．動物飼育室の利用

(1) 動物飼育室は遺伝子組換え実験のための動物飼育に使用することができる。

(2) 動物飼育室を使用する場合は，愛媛大学学術支援センター遺伝子解析部門動物飼育室利用・計画申請書（別紙様式４）により部門長に申請しなければならない。

(3) 動物飼育室を使用する場合は，愛媛大学学術支援センター遺伝子解析研究支援部門動物実験指針を遵守しなければならない。

(4)動物飼育室を使用する研究室は，7千円 / 半年，１万４千円 / １年の使用料を払うものとする。

７．実習室の利用

(1) 実習室は学生その他に対する教育を目的とした実験，実習に使用することができる。

(2) 実習室を使用する場合は，愛媛大学学術支援センター遺伝子解析研究支援部門実習室利用申請書（別紙様式５）により部門長に申請しなければならない。

(3) 実習室使用の申込みは一ヶ月前からとするが，施設の行事（公開実験教室等）がある場合はこれを優先する。

８．セミナー室の利用

(1) セミナー室はセミナー，講演会等の実験を伴わない会合に使用することができる。

(2) セミナー室を使用する場合は，共同利用機器予約システムにより申請しなければならない。

(3) セミナー室使用の申込みは一ヶ月前からとするが，施設の計画（セミナー，公開講座等）がある場合はこれを優先する。

９．持込み機器

(1) 利用者が施設に持ち込む機器類は必要最小限のものとし，あらかじめ愛媛大学学術支援センター遺伝子解析研究支援部門機器搬入申請書（別紙様式７）により部門長の承認を得なければならない。

(2) 持込み機器には，利用責任者の氏名，所属，連絡先及び電話番号を明記しておかなければならない。

　(3)機器持ち込みの際は，設置場所，使用条件等について施設教官の指示を守らなければならない。

１０．環境管理

(1) 利用者は，施設を使用する場合の安全確保・汚染防止の責任が，利用者自身にあることを常に認識し，実験室での安全確保・汚染防止に努めなければならない。

利用者は実験室の整理整頓に常に留意しなければならない。実験室の汚れが著しい場合には，一定期間の利用停止を求めることがある。

(2) 組換えDNA及びそれを含む試料を廃棄する場合は「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成１５年法律第９７号）」及び関係法令に従って，適切に処理しなければならない。

可燃物，空き缶類，ガラス類，プラスチック類，段ボール類等分別して廃棄すること。

有機廃液，重金属廃液，毒物等は施設所定の容器に廃棄すること。

マイクロチューブは内容物を適切に処理した後，洗浄，乾燥後ビニール袋に入れて廃棄すること。

利用者は，施設が行う廃棄物の搬出に協力しなければならない。

１１．利用の終了・中止

利用責任者は，施設の利用を終了・中止したときは，速やかに愛媛大学学術支援センター遺伝子解析研究支援部門利用終了・中止報告書（別紙様式８）を提出しなければならない。

１２．利用上の問題の処理

(1) 利用者が施設利用に当たって，不便を感じたり問題点が生じたりした場合には，施設教官を通じて部門長に申し出るものとする。

(2) 部門長は，必要に応じて専門委員会での審議の上，改善を図るものとする。

(3) 利用者が定められた規則を守らないで，施設教官の注意にも関わらず改善されない場合は，部門長は専門委員会に諮った上，その利用者の施設利用を禁止することができる。

１３．研究成果発表の報告

施設の利用者は，施設利用によって得られた研究成果を発表した場合には愛媛大学学術支援センター遺伝子解析研究支援部門研究成果発表報告書（別紙様式９－１～９－３）を部門長に提出しなければならない。また，施設利用によって得られた研究成果を使って論文を作成する場合には，その旨を論文中に明記しなければならない。

１４．施設は全館禁煙とする。

１５．申請書等は下記に提出すること。

提出先：愛媛大学学術支援センター遺伝子解析研究支援部門管理室

TEL：０８９－９４６－９７５７（内）３６０

FAX：０８９－９４６－９９１７

E-mail：dramem31@agr.ehime-u.ac.jp

１６．事故等のため緊急の事態が発生したときは，速やかに管理室に連絡しなければならない。

　　ただし，管理室職員が不在の場合には，下記に連絡しなければならない。

センター教官（TEL：０８９－９４６－９９１７（内）４１１）

　　センター教官（TEL：０８９－９４６－９９６８（内）５０８）

部門長（TEL：０８９－９４６－９９１７（内）４１１）